

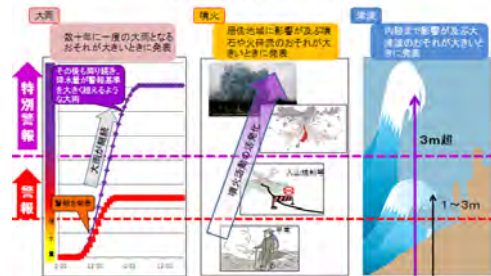
平成 25 年 8 月 30 日（金）0 時から「特別警報」の運用が開始されます
 ——「特別警報」が発表されたら身を守るために最善を尽くしてください——

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。



気象庁では、気象庁ホームページ上で気象情報を表示する際の色合いについて、強い警戒を表す色を「紫」と決め、「特別警報」を表示する場合に用います。

「特別警報」イメージ



現象の種類	基準
大雨	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年前に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合
高潮	高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合